

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年10月20日

由利本荘市長 湊 貴 信



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

- 2 縦覧場所 ・由利本荘市産業振興部農山漁村振興課  
・由利本荘市のホームページ

(<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001504/1002138/1002151/1008722/1003420.html>)

- 3 本公告により、由利本荘市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

(備考)

- 1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

	所 在	地番	林班	小班	面積	集積計画の存続期間	備 考
令5-1	由利本荘市中帳字猿田	60-1	51	65	2.63 (2.34)	令和5年10月20日から令和16年3月31日まで	
	〃	60-2	51	77	0.08 (0.06)	令和5年10月20日から令和16年3月31日まで	
令5-2	由利本荘市松本字上川原	89-1	52	160	4.10 (2.88)	令和5年10月20日から令和16年3月31日まで	
	〃	〃	〃	160-2		令和5年10月20日から令和16年3月31日まで	
	〃	〃	〃	160-3		令和5年10月20日から令和16年3月31日まで	
	〃	〃	〃	160-4		令和5年10月20日から令和16年3月31日まで	